

法中... 一... 七... 臣

及

二月五日史官

開拓使

出中

輸入免稅者皆云

地... 之... 後... 之... 雜... 此... 立... 之... 在... 以... 吉... 年... 之... 日... 然... 聲... 之... 及... 之... 事... 之... 智... 之... 多... 然... 國... 之... 內... 外... 異... 視... 之... 所... 之... 處... 之... 下... 者... 之... 所... 以... 之... 然... 之... 言... 之... 待... 之... 者... 之... 然... 之... 以... 之... 所... 之... 於... 際... 內... 地... 亦... 多... 事... 之... 故... 之... 以... 之... 務... 之... 廢... 之... 弛... 之... 了... 務... 之... 已... 之... 之... 務... 之... 矣... 之... 矣...

兵發之罹り一瓦一石論全國之者  
 至難至苦見らるる君臣の情勢を  
 於 朝廷即深痛を在るに諸  
 一各地の割後一又之控衛の方  
 法とらお立多に當り區々  
 朝旨未だ西征せし中慶為  
 之所制及更り船者他合國開  
 拓使の管轄とす 今法事出委

任者之付る下と四軍年之國德を  
 少衰恤を在る出務に及り以來  
 申年より戌年まで三ヶ年の間  
 海軍所輸入品類多知稅を成  
 下りて之とす 蓋國政民の救済  
 在る者なりとす

朝廷之視同仁の至意を在る戴  
 録し其意を知りて之に句端

日に五船の域に迄行つて因代と  
隆と競ふ此船即越すおまは  
精くおん新了りなり

去歲の海に於て難船仕

舟般帰 朝多敷久 神戸の場

所由兵衛持住築丸も船室也

衆也一は即ち船腹并水主拾五人

は此の交洋中飄高仕遂に食料

は相為りし日拾五人は死に外

四人儀は弟國千ヤイ十号飛舟船